# 学校の働き方改革を踏まえた 部活動改革に関する有識者会議

# 【別添資料】

- ○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について
  - I 学校における働き方改革を踏まえた部活動改革に関する 経緯等の整理
  - Ⅱ 市町村立学校における働き方改革の取組について
  - Ⅲ 県立学校における働き方改革の取組について
  - Ⅳ 部活動改革について

# I 学校における働き方改革を踏まえた

# 部活動改革に関する経緯等の整理

令和4年2月21日(月) 茨城県教育庁

# ◆1 部活動の位置づけ

- 生徒
- 《学習指導要領総則編》
  - ○「自主的・自発的な参加によって行われる」(強制は▲~受益者負担)
  - ○「**学校教育の一環**として,**教育課程との関連**が図られるよう留意」
- 《学習指導要領特別活動編》
  - ○記載はなく、学級 (HR) 活動・生徒会活動・学校行事とは別
    - =教育課程外
    - ▲しかし、未だ多くの学校で生徒会組織内に放置(高等学校)
      - ※しかも、運営は、ほとんどの場合、顧問主導
- 顧問
  - ○法律に定めはないが、校務(職務)の一環として校長から命令
  - ○安全配慮義務は問われる ←学校教育の一環
  - ○教員は時間外勤務命令が制限される ←時間外部活練習は「自発的業務」

- ◆ 2 「新しい時代の教育に向けた 持続可能な学校指導・運営体制の構築のための 学校における働き方改革に関する 総合的な方策について」 [H31.1] 中教審答申
  - Society 5.0においても学校教育を維持・向上させ、 持続可能なものとするには働き方改革が急務。
  - 子供のためなら長時間勤務も良しとする働き方
    - →教師が疲弊 →子供のためにならない
    - ⇒教師のこれまでの働き方を見直す

自らの授業を磨く

日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで人間性や創造性を高める

- →子供たちに対して**効果的な教育活動を**行うことができるようにする
- 志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならない
- ■部活動は、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」

# 

- ■適切な休養日等の設定
  - 〇週2日以上の休養日、長期休業中も同様

(本県 中学は週2日(平日1日、休日1日) 高校は週1日))

- ○授業日は2時間程度、休日は3時間程度(本県 高校は4時間程度)
- ○所属部活動以外の多様な活動ができるよう、一定程度長期のオフシーズン
  - ※本県独自の取組 ⇒ 原則、朝練習禁止
- ■生徒の多様なニーズを踏まえた環境の整備(学校と地域が協働・融合)
- ■大会等の見直し

# ◆ 4 公立学校の教師の勤務時間の上限 に関するガイドライン [H31.1]

- ■「勤務時間」の考え方
  - ○「超勤4項目」以外の自主的・自発的な勤務も含む (勤務時間外の自発的な自己研鑽ほか業務外の時間は、自己申告に基づき除く)
  - ○校外での勤務も、職務として行う研修や引率等に従事している時間も 合わせて「在校等時間」として、「勤務時間」とする(休憩時間を除く)
- ■上限の目安時間
  - ① 1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内
  - ② 1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内
  - ※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合、 1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内 (連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過45時間超の月は 年間6カ月まで)
- ■実効性の担保
- ○教委は、所管公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定 実施状況を把握し、必要な取組を実施。上限を超えた場合、事後的に検証
- ○文科省は、各教委の取組の状況を把握し、公表等

# ◆ 5 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 [R2.9] スポーツ庁

- ■持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現
- ■部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務
  - ⇒休日に部活動の指導に携わる必要がない環境を構築 (休日に教科指導を行わないことと同様に)
  - →指導を希望する教師には、休日に指導できる仕組みを構築
  - →生徒の活動機会を確保するため、 休日に地域で活動できる環境を整備



- I. 休日の部活動の段階的な地域移行(R5以降、段階的に実施)
  - ○休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保
    - ・ 育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築
    - ・ 兼職兼業の仕組みの活用
  - ○保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- ○拠点校(地域)における実践研究の推進とその成果の全国展開
- Ⅱ. 合理的で効率的な部活動の推進
  - ○都市・過疎地域における**他校との合同部活動**の推進
  - ○生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる I C T 活用の推進
  - ○**地方大会の在り方の整理**(実態把握、**精選、参加資格の弾力化**等)

# 

- ■在校等時間の適切な管理と、教職員の意識改革
  - ①時差出勤 …朝の業務の整理、遅出で放課後部指導を勤務時間内に
  - ②完全退勤時間 …午後7時前後に。超える場合には管理職が許可
  - ③定時退勤日 …週 1日以上、月6日程度
- ■部活動指導の負担軽減
  - ④「部活動の運営方針」の遵守
  - ⑤ 部活動数の精選 … 部活動数を教員数の半分以下に
    - ※「働き方改革を踏まえた部活動の適正数の目安等について」[R3.3]
  - ⑥複数顧問の配置による負担の平準化 …土日の部活動指導の分散化
- ■学校運営体制と業務の改善
  - ⑦教材の共有化の推進 …クラウドや校内ネットワークを活用
  - ⑧行事精選と業務効率化 …連絡のみの会議は廃止しデータ共有にペーパーレス、ネットバンキング、留守電

# 国の動向と本県の部活動改革

# 教員の負担軽減を目指した「中・高部活動改革プラン」

~休日の部活動を「地域移行(兼職兼業含む)」・「部活動指導員」へ~

目標 R4時間外勤務45h/月超の教員O ★ R10休日部活動の教員の指導時間O



- 少子化•学校規模縮小
- 勝利至上主義の弊害
- 部活動の長時間指導・業務多忙
- 生徒のニーズへの対応難
- 部活動の長時間化
- 教員の超過勤務(含休日)



# 部活動の在り方

# 生徒の心身を守る

自主的・自発的な参加 スポーツ医・科学に基づいた活動時間 効率的・効果的な練習の工夫

希望する生徒が地域で活動し、ニーズに応じた 種目やレベルの指導を受ける仕組み

休日部活動を 段階的に 地域へ移行

> 対 応

# 教員の心身を守る

超過勤務時間の縮減 学びの改革に対応した準備時間の保障 学校運営体制と業務の改善

〇希望しない教員が、休日に指導しない 〇希望する教員が、地域で指導できる仕組み 兼業

兼職

- ①部活動運営方針の徹底
- 活動日、活動時間、休養日の適切な設定 中学:平日2h、休日3h、休養日週2日以上 高校:平日2h、休日4h、休養日週1日以上
- フォローアップ調査(1月) → 指導の徹底
- ②複数顧問制の徹底・ 部活動数の適正化
  - ・運動部:団体登録に満たない
  - •文化部:6人未満
- → 削減へ

- ③部活動指導員の拡充
- 専門的指導及び単独で指導、引率
- 「地域人材の確保」と 「指導員バンク」登録の推進

- ④部活動の地域移行
  - ・地域との調整

- ・クラブ主体の競技から調整開始
- 拠点校部活動の推進

- 大会参加がクラブ単位でも可能になるよう要望
- ・先行実施の好事例を紹介



# Ⅲ 市町村立学校における働き方改革の取組について

# 1. 教職員を取り巻く環境

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)」(令和3年1月28日)

## 中央教育審議会「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)」「総論解説】

#### 1.急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

#### 社会背景

#### 【急激に変化する時代】

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大など先行き不透明な

#### 「予測困難な時代」

■ 社会全体のデジタル化・オンライン化、DX加速の必要性

#### 子供たちに育むべき資質・能力

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値の ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、 豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

#### 【ボイント】

- ✓ これらの資質・能力を育むためには、新学習指導要領の着実な実施が重要
- ✓ これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTの活用が必要不可欠

## 2.日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

#### 「日本型学校教育」とは?

## 子供たちの知・徳・体を一体で育む学校教育

- ■学習機会と学力の保障
- ■全人的な発達・成長の保障
- ■身体的・精神的な健康の保障

#### 【新しい動き】



新学習指導要領の着実な実施



学校における働き方改革

GIGAスクール構想

#### 【成果】

#### 【今日の学校教育が直面している課題】

国際的にトップクラスの学力

子供たちの多様化

情報化への対応の遅れ

学力の地域差の縮小

生徒の学習意欲の低下

少子化・人口減少の影響

規範意識・道徳心の高さ

教師の長時間労働

感染症への対応

# 「正解主義」や「同調圧力」への 偏りからの脱却



一人一人の子供を主語にする 学校教育の実現

√「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、更に発展させる/
新しい時代の学校教育の実現。

## 3.2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

2020年代を通じて実現を目指す学校教育 「令和の日本型学校教育」の姿

## 、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現/



- ✓「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている
- ✓ 各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている

#個別最適な学び #協働的な学び #ICTの活用



教職員の姿

- ✓ 環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- ✓ 子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- ✓ 子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている。

#教師の資質・能力の向上 #多様な人材の確保 #家庭や地域社会との連携 #学校における働き方改革 #教職の魅力発信 #教職志望者の増加



子供の学びや 教職員を支える環境

- ✓ ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
- ✓ 新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
- ✓ 人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている

#ICT環境の整備 #学校施設の整備 #少人数によるきめ細かな指導体制

## 「令和の日本型学校教育」における「子供の学び」の姿について



#### 個別最適な学び【学習者視点】(=個に応じた指導【教師視点】)

\子供が自己調整しながら学習を進めていく/

#### 指導の個別化

- ✓ 子供一人一人の特性・学習進度・学習到達度等に応じ、
- ✓ 教師は必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫を行う
  - → 一定の目標を全ての子供が達成することを目指し、 異なる方法等で学習を進める

## 学習の個性化

- ✓ 子供一人一人の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、
- ✓ 教師は一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供を行う
  - → 異なる目標に向けて、学習を深め、広げる

#### 協働的な学び

- ✓ 子供一人一人のよい点や可能性を生かし、
- ✓ 子供同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働する
  - → 異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出す

#### 各学校段階において目指す学びの姿

#### 幼児教育

- 小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等による、質の 高い教育が提供されている
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、 全ての幼児が健やかに育っことができる

#### 高等学校教育

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれている。
- 多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学びが行われている
- 探究的な学びやSTEAM教育など教科等横断的な学びが提供されている

#### 觀點教育

- 基礎的・基本的な知識・技能や学習の基盤となる資質・能力等の確実な育成が行われるとともに、多様な一人一人の興味・関心等に応じた学びが提供されている
- 児童生徒同士の学び合いや探究的な学びなどを通じ、地域の構成員や主権者としての意識が育まれている。
- 全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができる

#### 特別支援教育

- 全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場の一層 の充実・整備

## 4.「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

学校や教師がすべき業務・役割・指導の ・範囲・内容・量の精選・縮減・重点化/

- \学校と地域社会の連携・協働/
- 一体となって子供の成長を支えていく

# ∖「二項対立」の陥穽に陥らない/

どちらの良さも適切に組み合わせて生かしていく

- 一斉授業 or 個別学習
- デジタル or アナログ
- 履修主義 or 修得主義
- 遠隔・オンライン or 対面・オフライン

#### 全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けて

#### 改革に向けた6つの方向性

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- (5)感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

# 5.「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

#### 【基本的な考え方】

- ✓ 学校教育の基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なもの
- ✓ これまでの実践とICTとを最適に組み合わせていく

## \Society5.0時代にふさわしい学校の実現/

- ▶ 学校教育の様々な課題を解決し、教育の質向上につなげる
- ▶ PDCAサイクルを意識し、効果検証・分析を適切に行う
- ▶ ICTを活用すること自体が目的化してしまわないよう留意

#### (1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- ICTを主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすともに、今までできなかった学習活動の実施や家庭など学校外での学びを充実する
- 特別な支援が必要な児童生徒へのきめ細かな支援や、個々の才能を伸ばす高度な学びの機会の提供など、児童生徒一人一人に寄り添った指導を行う

#端末の日常的な活用 #ICTは「文房具」 #ICTの活用と少人数学級を両輪としたきめ細かな指導

#### (2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上

- 教員養成・研修全体を通じ、教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境を実現する
- 教員養成大学・学部は新たな時代に対応した教員 養成モデルの構築や、不断の授業改善に取り組む教 師のネットワークの中核としての役割を果たす

#ICT活用指導力の養成 #データリテラシーの向上 #指導ノウハウの収集・分析

## (3) ICT環境整備の在り方

- GIGAスクール構想により配備される端末は、<u>クラウド</u> にアクセスし、各種サービスを活用することを前提
- 各学校段階(小・中・高)における1人1台端末環 境の実現と、端末の家庭への持ち帰りが望まれる

#デジタル教科書・教材の普及促進 #教育データの利活用 #ICT人材の確保 #校務効率化

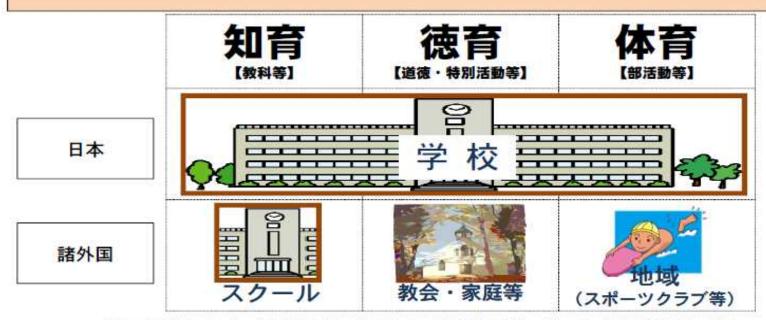
# 2. 教職員の勤務環境

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して~全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現~(答申)中央教育審議会(令和3年1月26日)

# 「学校」の在り方の国際比較

## 日本の「学校」と、諸外国の「スクール」の在り方は大きく異なる。

→諸外国の教員の業務が主に授業に特化しているのとは異なり、 日本の教員は、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行うことが求められている。

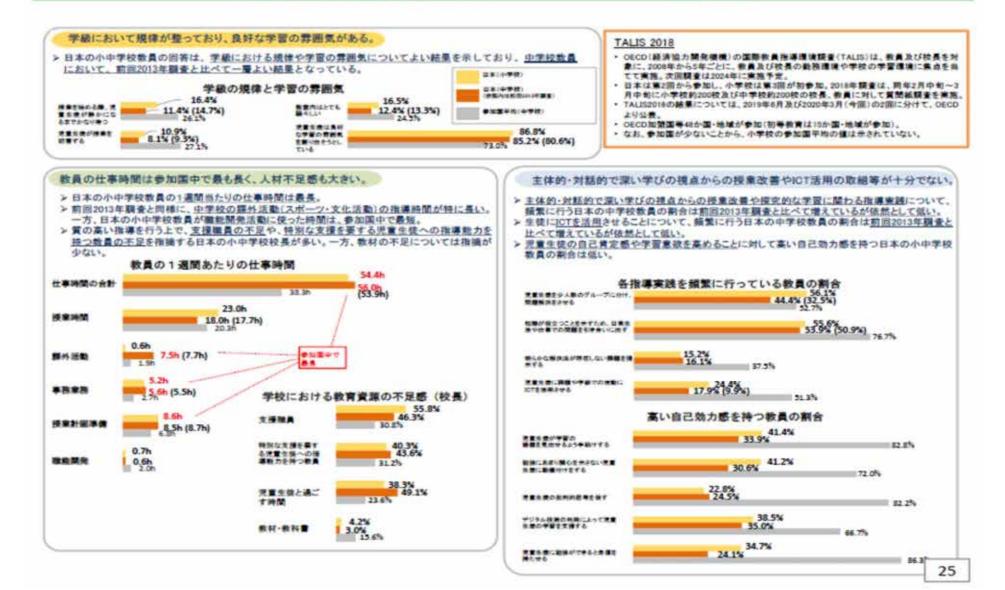


※体育…部活動は、日・中・韓は学校を中心に行うが、米・英は学校と地域で、独・伊・北欧は地域を中心に行う。

日本の教員が、知・徳・体を一体的に行う指導形態は、<u>国際的にも高く評価され、</u> 効果を上げてきた。

# 2. 教職員の勤務環境

## 我が国の教員の現状と課題 - TALIS 2018 vol.1の結果より -



# 3. 教職員服務管理等

# 教員配置の特徴

区分	一人の教員が担当する授業時数(コマ)/週等
小学校	約30時間(コマ)⇒ <b>授業以外の時間:なし</b> (全ての授業を学級担任が担当)
中学校	約25時間(コマ) <b>⇒授業以外の時間:約1時間</b> (コマ)/日
高等学校	約15時間(コマ) <b>⇒授業以外の時間:約3時間</b> (コマ)/日

# 18学級程度の学校の配置人数例

区分	学級数	児童生徒数(人)	教員数(人)
A小学校	18	468	27
B中学校	18	452	32
C高等学校	18	710	61
D特別支援学校	17	63	35

茨城県内市町村等教育委員会・学校データ

# 3. 教職員服務管理等

# 労務管理上の特殊性

給特法「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」

# 教職調整額について

- 戦後の公務員の給与制度改革により、教員の給与については、勤務の実態等 を踏まえ、一般公務員より一割程度増額されたことに伴い、教員に対しては超 過勤務手当は支給されないこととされた。
- しかしながら、毎年の給与改定の結果、<u>教員給与の優位性が失われたことから</u>、当時の文部省からの超過勤務を命じないとの指示にもかかわらず、<u>超過勤務が行われている実態が多くなり、多くの都道府県で時間外勤務手当の支給を求める訴訟が提起され、いわゆる「超勤問題」として大きな問題となった。</u>

このため、文部省は教育界の混乱を収集するとともに、勤務の実態を把握するため、昭和41年度において全国的な勤務状況調査を行った。

# 昭和46年5月 「給特法」制定

(国立及び)公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

# 〈教員の勤務態様の特殊性〉

教員は、一般行政職と同じような勤務時間の管理はなじまない。

- ・修学旅行や遠足など、学校外の教育活動
- 夏休み等の長期の学校休業期間

このような教員特有の勤務態様により、勤務時間の管理が困難。

# 〈勤務態様の特殊性を踏まえた処遇〉

本給とは正規の勤務時間の勤務に対する報酬であるが、教員の職務はその勤務の特殊性から、勤務時間の内外を切り分けることが適当ではない。

そのため、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、

- ① 時間外勤務手当は支給しない代わりに
- ② 教職調整額を本給として支給。 給料月額 × 4% = 教職調整額
- ① 原則、時間外勤務を命じないこととする。 仮に、命じる場合でも次の場合に限定。(いわゆる「超勤4項目」)
  - 1. 生徒の実習に関する業務
  - 2. 学校行事に関する業務
  - 3. 教職員会議に関する業務
  - 4. 非常災害等のやむを得ない場合の業務
- ② 教職調整額を本給とみなす。
  - ※本給とみなすため、本給を基礎として一定割合を乗じて算出する手当等 については、その算定の基礎となる。

(期末・勤勉手当、退職手当、地域手当、へき地手当、年金、等)

# 4. 働き方改革の背景

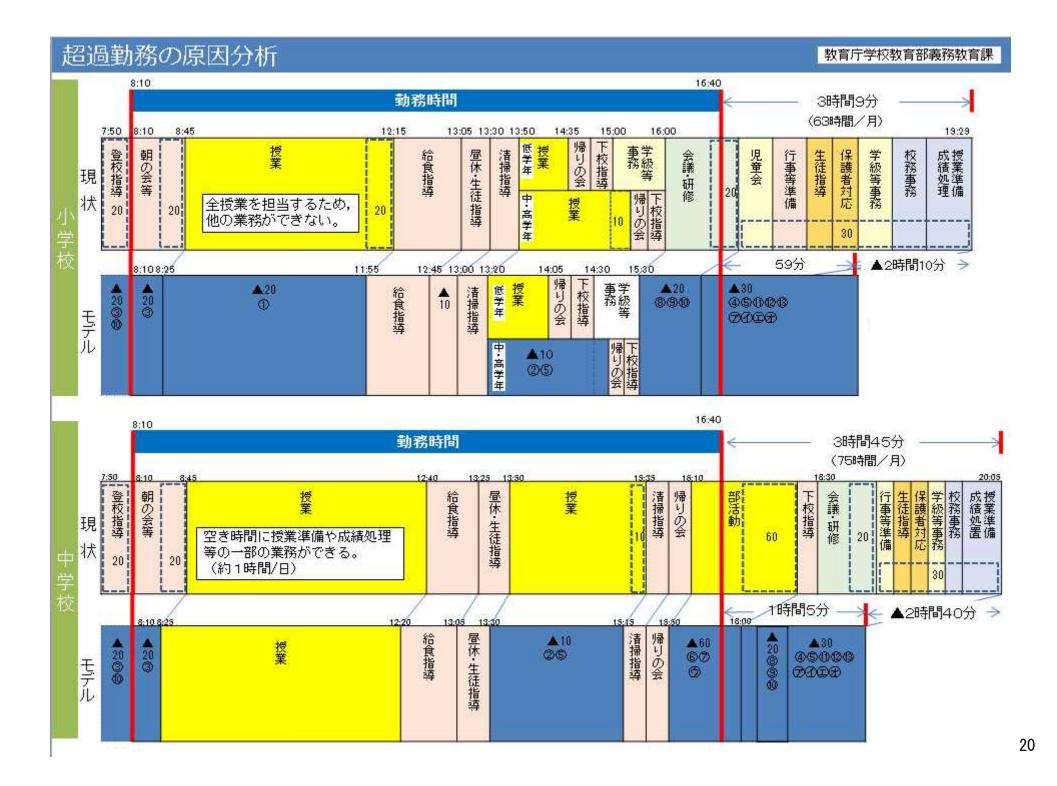
# 教員勤務状況調査(平成28年 文部科学省)

※調査期間等 〔県学校長会〕H29 10月24日~30日 小40校,中40校 〔国〕H28 10月・11月の1週間 小397校,中399校

教諭・1日当たり		小学校			中学校		
教訓・エロヨたり	H29県	H28国	増減	H29県	H28国	増減	
1 朝の業務(朝の会・朝読書	書等) 0:35	0:35	$\pm 0:00$	0:31	0:37	- 0:06	
2 授業(主•補•準備等)	5:46	5:57	- 0:11	5:11	5:01	+ 0:10	
3 成績処理•学年学級事務	•校務 2:10	1:45	+ 0:25	2:30	2:05	+ 0:25	
4 生徒指導(給食•集団•個	別) 1:09	1:05	+ 0:04	1:15	1:20	- 0:05	
5 部活動・クラブ活動	0:05	0:07	- 0:02	0:58	0:41	+ 0:17	
6 児童会・生徒会・行事	0:47	0:29	+ 0:18	0:29	0:33	- 0:04	
7 職員会議・学年会・研修等	等 0:50	0:55	- 0:05	1:06	0:50	+ 0:16	
8 保護者・地域・行政対応	0:10	0:10	$\pm$ 0:00	0:08	0:12	- 0:04	
9 休憩・その他	0:07	0:12	- 0:05	0:07	0:13	- 0:06	
計学内勤務時間	11:39	11:15	+ 0:24	12:15	11:32	+ 0:43	

63時間/月 55時間/月 8時間/月

75時間/月 60時間/月 15間/月



# 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方 改革に関する総合的な方策について(答申)【概要】 (平成31年1月25日中央教育審議会)

#### 第1章 学校における働き方改革の目的

- これまでの我が国の学校教育の蓄積はSociety 5.0においても有効であり、浮足立つことなく充実を図る必要。これまで高い成果を挙げてきた我が国の学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするには、学校における働き方改革が急務。
- '子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする'という働き方の中で、教師が疲弊していくのであれば、それは'子供のため'にはならない。
  学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。
- 志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり、そのためにも、学校における働き方改革の実現が必要。
- 学校における働き方改革を進めるに当たっては、**地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化**により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切。

#### 第2章 学校における働き方改革の実現に向けた方向性

- 教員勤務実態調査 (平成28年度) においても、小・中学校教師の勤務時間は、10年前の調査と比較しても増加。主な要因は、①若手教師の増加、②総授業時間数の増加、③中学校における部活動指導時間の増加。
- 働き方改革の実現には、文部科学省・教育委員会・管理職等がそれぞれの権限と責任を果たすことが不可欠。特に、文部科学省には、学校と社会の連携の起点・つなぎ役としての機能を前面に立って果たすことが求められる。
- ※特別支援学校・高等学校については、学校間の多様性などの特徴を踏まえた支援を行うことが重要。
- ※私立学校・国立学校については、固有の存在意義や位置付け、適用される法制の違いなどに配慮した支援が重要。

以下の施策の 一体的な推進が必要

#### 第3章 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進

- 〇 勤務時間管理の徹底と上限ガイドライン
- ・勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められる責務。さらに今般の労働安全衛生法の改正によりその 責務が改めて法令上明確化。
- 学校現場においては、まず勤務時間管理の徹底が必要。その際、ICTやタイムカードなどにより客観的に把握すること。
- ・文部科学省の作成した上限ガイドライン(月45時間、年360時間等)の実効性を高めることが重要であり、文部科学省は、その根拠を法令上 規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるように取り組むべき。

#### O 労働安全衛生管理の必要性

- ・労働安全衛生法に義務付けられた労働安全衛生管理体制の整備が求められるほか、義務の課されていない学校においても、可能な限り法令上の義務がある学校に準じた体制の充実に努めるべき。
- 特に、ストレスチェックは、全ての学校において適切に実施されるよう、教育委員会の実態を調査し、市町村ごとに実施状況を公表すべき。
- ・産業医の選任義務のない規模の学校に関しては、教育委員会として産業医を選任して域内の学校の教職員の健康管理を行わせる等の工夫により、教職員の健康の確保に努めるべき。

#### ○ 教職員一人一人の働き方に関する意識改革

- 管理職のマネジメント能力向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のため、研修の充実を図るべき。
- ・管理職登用等の際にも、教師や子供たちにとって重要なリソースである時間を最も効果的に配分し、可能な限り短い在校等時間で教育の目標を達成する成果を上げられるかどうかの能力や働き方改革への取組状況を適正に評価することが重要。
- 管理職以外の教職員も含め、働き方改革の観点を踏まえて人事評価を実施すべき。
- · 学校評価や教育委員会の自己点検・評価も活用すべき。

## 第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を右の表のとおり 整理。
- 業務の明確化・適正化は、社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化するもの。

学校として何を重視し、どのように時間を配分 するかという考え方を明確にし、地域や保護 者に伝え、理解を得ることが求められる。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、 必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	(5)調査・統計等への回答等 (事務環員等)	<ul><li>②給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)</li></ul>
②放課後から夜間などにおける見回 り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩授業準備 (補助的業務へのサポート スタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	②校内清掃 (輸器、地域ボランティア等)	①学習評価や成績処理 (補助的業務 へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	图部活動(部活動指導員等)	①学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)
※ その業務の内容に応じて、地方公共団体 や教育委員会、保護者、地域学校協働活 動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。 多くの教師が顧問を担わざるを得ない実際。	(3)進路指導 (事務賠員や外部人材との連携・協力等)
	C S TO STATE OF THE STATE OF TH	①支援が必要な児童生徒・家庭へ の対応(専門スタッフとの連携・協力等)

# 5. 本県における働き方改革の取組

教育庁学校教育部義務教育課

# 令和2年度 教員の働き方改革に向けた実践モデル校事業



モデル校における 達成目標

1ヶ月の超過勤務45時間を超える者の割合 → 0% (令和2年度末)







超過勤務の縮減に効果が高い取組

学校・市町村単位で推進する取組

# 実践モデル校

3市町村 小中各 1 校

笠間市:笠間小、笠間中

石岡市:東小,石岡中 桜川市:岩瀬小、岩瀬西中

- 小学校推進ポイント 事務処理等時間の確保に向けた教育課程の工夫
  - 中学校推進ポイント 運動部活動適正化のための複数顧問制の推進

モデルパッケージ共通実践(学校単位での取組)



市町村域で推進する業務

	小学校	中学校	小学校・中学校・市町村
時間割の	①専科教員活用 (学級担任の持ち時間削減)		
工夫	②時間割の工夫による5時間授業	の実施	
朝の業務等	③朝学習、朝読書指導の役割分担 等 ※ 朝の業務等の縮減に向けた取	等 組を学校の実態に応じて推進する。	
授業· 授業準備	④学習指導案や教材の共通化(教材/	(ッケージの作成)	⑦教材パッケージの共有化(市町村内、管内等) ②『AI教材』の導入に向けた検討・条件整備
放課後の 業務	5:一斉下校日の設定 (下校指導回数の縮減)	⑥複数顧問制の適正化 ⑦部活動数の精選	<ul><li>⑦部活動大会の縮減 (県が周辺自治体との協議を支援)</li></ul>
会議・研修	8会議のペーパーレス化の徹底, 9校内研修の精選	会議開始時間及び終了時間の厳守	
その他	⑩学校行事の精選,地域行事への ⑪定時退動日の撤廃(通1~2回, ⑬学校完全開校日の導入(年間5)	月4回以上)	国校務支援システムの導入検討(充実化) 分給食費の「公会計化」の適正運用

# 教職員の働き方改革について

# 目的

- 教育課程の確実な実施に向けた準備時間等の創出
  - 「1人1台の端末を活用した学び」や「個が主体的に問いをもち協働的に解決する授業」ための準備時間を生み出す。⇒一人ひとりの子供たちのために。
- 教職員にとって魅力的な職場環境の創出
  - 教職員が自分自身や家庭のための時間を確保したり、子育て世代が安心して勤務できる職場環境を創出する。⇒一人ひとりの教職員のために。

# 目標

# 超過勤務45時間/月を超える者の割合0% (令和4年度末)

## 実践モデル校

笠間市:笠間小,笠間中 石岡市:東小、石岡中 桜川市:岩瀬小、岩瀬西中



- 超過勤務の縮減に効果が高い取組
  - 学校・市町村単位で推進する取組

パッケージ化

日立市:中里小、中里中 鉾田市: 旭南小、旭中 つくば市:義務教育学校

# 【全校での取組推進】

- > 小学校推進ポイント
  - 授業準備等の時間確保に向けた教育課程の工夫
  - ⇒専科指導の全校導入、5時間授業の推進
  - 中学校推進ポイント 部活動に係る教員の負担軽減
- ⇒複数顧問制の適正化、部活動数削減の推進



- <メンバー> 〇 市町村教育委員会
  - 〇 校長
  - 〇 教育事務所 等

# ■働き方改革アクション会議の開催

- ・全校における働き方改革実践の推進
- 部活動大会の縮減、学校給食公会計化等
- 取組状況チェックリストのフォローアップ等

# 6. 本県における働き方改革の状況

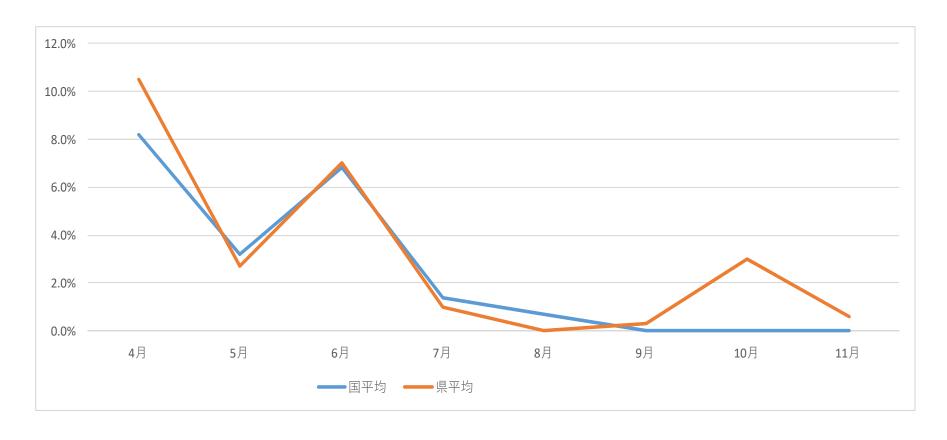
(令和3年度 教育委員会における学校の働き方改革取組状況調査結果(文部科学省)との比較)

- (1)時間外在校等時間の状況
- ①小学校

	区分	45h以下	45h超 80h以下	80h超 100h以下	100h超
4月	茨城県	37.8%	51.7%	8.3%	2.2%
4月	全国	50.5%	41.4%	6.2%	2.0%
5月	茨城県	54.6%	42.7%	2.3%	0.4%
5月	全国	64.0%	32.7%	2.6%	0.6%
6月	茨城県	44.3%	48.8%	5.8%	1.2%
ØЯ	全国	53.8%	39.5%	5.4%	1.4%
7月	茨城県	73.2%	25.8%	0.9%	0.1%
/ /J	全国	76.8%	21.7%	1.1%	0.3%

# →小学校は全国並みの時間外

# 「80時間超者」割合の比較



区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
国平均	8.2%	3.2%	6.8%	1.4%	0.7%	1	ı	-
県平均	10.5%	2.7%	7.0%	1.0%	0.0%	0.3%	3.0%	0.6%
国平均との差	2.3%	-0.5%	0.2%	-0.4%	-0.7%	1	1	_

# ②中学校

	区分	45h以下	45h超 80h以下	80h超 100h以下	100h超
4月	茨城県	21.4%	47.1%	20.4%	11.1%
4万	全国	37.4%	42.7%	12.4%	7.5%
5月	茨城県	26.6%	49.9%	16.2%	7.3%
эД	全国	47.0%	40.0%	8.6%	4.4%
6月	茨城県	20.5%	44.8%	21.1%	13.6%
οД	全国	39.6%	42.0%	11.9%	6.5%
7月	茨城県	39.1%	47.2%	9.9%	3.8%
/ /7	全国	54.1%	35.7%	6.7%	3.5%

# →中学校は全国より著しく多い

# 「80時間超者」割合の比較



区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
国平均	19.9%	13.0%	18.4%	10.2%	0.6%	ı	ı	-
県平均	31.5%	23.5%	34.7%	13.7%	0.0%	0.4%	21.1%	12.6%
国平均との差	11.6%	10.5%	16.3%	3.5%	-0.6%	ı	1	_
令和2年度モデル校	23.5%	25.5%	28.2%	16.3%	0.0%	0.0%	30.1%	3.9%

# 7.時間外在校等時間の原因分析 (1)部活動の従事状況

部活動の月活動時間の例 平日2h×16日 休日3h×3日 7h×1日 合計48h ※週2日休養日を除く

●中学校の令和3年4/1~8/5の休日の部活動従事状況

区 分	割合	備考
土・日いずれかを完全に休業にしていない教員 (休日全体の日数1/2以上従事者)	約19.5%	約61%の学校 で未順守
単独指導が不十分と考えられる教員(休日全体の日 数1/4以上従事者)	約74.8%	

# (2)時間外在校等時間にしめる部活動負担

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
超過在校等 時間の平均	66:47	60:09	67:30	52:21	8:24	24:09	58:30	53:53
80時間超	31.5%	23.5%	34.7%	13.7%	0.0%	0.4%	21.1%	12.6%

# 【時間外に占める部活動以外の時間(10月)】

県平均時間外(A)	モデル校の部活動従 事時間平均(B)	部活動以外の時間外 想定(A)-(B)	備考
58:30	29:45	28:45	概ね9月の時 間外と同水準

平成29年度県校長会調査結果の中学校超過在校等時間=75h/月 令和3年10月義務教育課調査結果の中学校超過在校等時間=58h/月 75h/月 -58h/月=17h ※超過在校等時間減

モデル校の部活動従事時間29h45m-休日の部活動従事時間目安16h 平日の部活動従事時間13h45m(約14h) 月の平日の部活動従事時間14h÷16日=52分・・・概ね平成29年度県校長会調査結果 (58分)と同程度

→部活動従事時間に変化は見られないが、その他の事務時間は減少している。

# (3)長時間勤務の要因

調介対象:

時間外在校等時間80時間/月超過者の原因分析状況→時間外の主な業務として「部活動」をあげる教員が最も多い。

(複数	回答)
-----	-----

区分	割合			
部活動	68.6%			
授業準備 等	61.6%			
成績処理 定期テスト作成	55.9%			
生徒指導	52.0%			
学年事務	35.8%			
進路指導	34.1%			
通知票作成	30.1%			
学級事務	28.4%			
登校指導	15.3%			
保護者対応	8.7%			

部活動の内容

(練習、大会、練習試合、大会引率、プログラム編成、全国大会の 監督、休日の練習等)

超過在校等時間のうち部活動の 占める割合の最も高い職員 73.5%(115時間37分/85時間)

## その他の要因

- •行事
- •保護者対応
- •会議
- •報告書作成
- •研修
- ・施設見回り 等

茨城県内の中学校及び義務教育学校後期課程の教員で、 令和3年12月に超過在校等時間80時間以上かつ部活動従 事時間月の10時間以上の職員

# 課題

- 1 児童生徒の学びの実現 中学校の教職員の45時間超の割合が全国平均より多く、教職 員の本来の役割(教育課程内の活動)を十分に果たすことができ ない。
- →児童生徒の「新しい時代に必要となる資質・能力」の育成への影響が懸念される。
- 2 中学校部活動の負担軽減 働き方改革の取組前と比較して、部活動の従事時間は減っていない。
- →部活動の運営方針の理念である「生徒のバランスのとれた生活 と成長に十分配慮する」という点で影響を懸念

# 皿 県立学校における働き方改革の取組について 【教員の勤務実態を踏まえて】

1

# 県立学校における教員の働き方改革の取組

#### 1 給特法の改正を受けて規則を制定(R2.4施行)

令和2年3月31日 茨城県教育委員会規則第5号

茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則(抜粋)

(業務量の適切な管理)

第2条 茨城県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育委員会の所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(法第6条第3項各号に掲げる日(勤務を命じた日(職員の休日及び休暇に関する条例(昭和29年茨城県条例第43号)第2条第3項に規定する勤務を命じた日をいう。)を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

## 2 教員の働き方改革に向けた実践モデル校事業の実施(R2)

高校・特別支援学校各3校をモデル校に指定

- ⇒ 実施項目を実践・検証し、その成果等を踏まえガイドラインを策定
- ●教員の超過勤務の主な要因
- ・勤務時間に対する意識が低い
- ・平日19時以降の働き方に個人差
- ・平日の部活動指導が勤務時間を超過
- ・土日の部活動指導が活動時間を超過
- · 工口公司和四割旧等7.70割时间还但是
- ・教頭、主任など一部の者に業務集中 ・高校では管理職の目が届きにくい
- ・ICT:教材の共有化、ICT推進体制の構築 ○その他の実施項目
- ・勤務時間管理の徹底(80時間超管理職面談)
- ・勤務時間外対応(留守電・保護者メール連絡)

○重点実施項目(時間を意識した働き方の実践)

勤務時間:時差出勤、完全退勤時間の設定等

・部活動:複数顧問配置、運営方針の遵守等

成果➡高校:超過勤務時間が30時間程度減少 特別支援:全員超過勤務月45時間以下

#### 3 県立学校の働き方改革のためのガイドラインを策定(R3.4)

#### 重点項目と具体的な取組

1 在校等時間の適切な管理と教職員の意識改革

時差出勤制度の導入:業務に合わせた勤務時間を設定

完全退勤時間の設定:毎日学校を閉める時刻を設定

定時退勤日の設定:毎週1日は定時退勤する日を設定

2部活動指導の負担軽減

部活動運営方針の遵守:活動は平日2時間、土日4時間

複数顧問の配置:顧問が交代で指導できる体制を構築

部活動数の精選:複数顧問が配置できる数へ削減

3学校運営体制と業務の改善

学校行事等の見直し:行事の精選、回数の見直し

ペーパーレス化の推進:会議資料、教材等の紙の削減

ICTの活用促進:教材の共有化、デジタル教材の活用

#### ●目 標

校務分掌の見直しや業務 の効率化を図り、令和4 年度末までに、教員全員 が超過勤務「月45時間 以下」を目指します。

ガイドラインを踏まえた 働き方改革の進行管理

#### 【県立学校】

◇毎月 教員の在校等時間

◇4半期ごと 働き方改革取組状況



県教育委員会

2

# 県立学校における教員の勤務状況及び働き方改革の取組状況

# 1 令和3年度教員の超過勤務(勤務時間外在校等時間)の状況

勤務時間外	高等学校等 [約4,670人]									
在校等時間	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	
平均時間	24時間42分	28時間11分	30時間27分	12時間30分	8時間40分	29時間33分	34時間08分	33時間29分	35時間35分	
45時間超	12.7%	18.3%	22.7%	1.7%	0.9%	20.8%	26.8%	25.4%	29.9%	
80時間超	0.4%	0.5%	1.6%	0.2%	0.1%	2.1%	3.0%	4.4%	4.1%	

#### 超過勤務時間は着実に減少

勤務時間外	特別支援学校【約2,230人】									
在校等時間	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	
平均時間	18時間6分	20時間30分	20時間29分	7時間45分	3時間42分	17時間52分	26時間20分	24時間34分	30時間56分	
45時間超	0.0%	0.2%	1.5%	0.2%	0.0%	0.6%	5.8%	3.7%	11.9%	
80時間超	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	

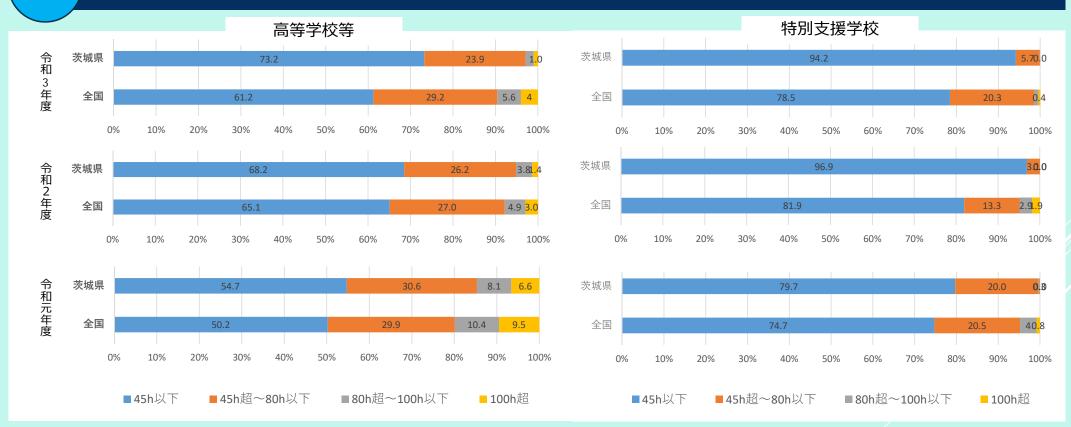
## 2 働き方改革ガイドライン重点項目等の取組状況

部活動運営には課題

第2四半期(10月調査)		実施率		ーニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		高校	特別	天心状儿及び木天心寺の珪田(土なもの)			
1	時差出勤制度の導入	99%	96%	高:時差出勤は延べ利用者数は千人超。➡部活動指導での利用者は延べ46人と少数。			
在校等時間の適切な管		79%	100%	特:時差出勤は夏季休業中、オンライン学習期間は比較的利用しやすい。 <mark>➡通常時の利用に課題。</mark>			
理と教職員の意識改革	定時退勤日の設定	71%	100%	高: 定時退勤日の設定は有名無実化の傾向 <mark>→勤務時間に対する意識改革が必要</mark> 。			
	「部活動運営方針」遵守徹底	50%	96%	高:一部の部活動で時間を超えた活動(試合前など) <b>→生徒や保護者の要請により活動時間が超過</b> 。			
2 部活動指導の負担軽減	部活動数の精選	73%	100%	高:次年度向けに検討を開始が約3割。➡部活動による特色ある学校づくりとの両立が課題。			
	複数顧問の配置	92%	70%	高:複数顧問は配置しても役割分担に課題。➡副顧問では指導力不足。正顧問が副顧問に任せられない。			
3 学校運営体制と業務の	学校行事の見直し	100%	100%	高・特:全ての学校で実施。➡さらに取組を推進。			
	ペーパーレス化の促進	100%	100%	高・特:全ての学校で実施。➡さらに取組を推進。 高:コロナの影響による行事の中止・延期後の対応についてさらなる検討が必要			
改善	ICT等の活用促進	96%	96%	高:教材(データ)共有化は進んでいるが教員・教科に偏り。 <mark>⇒教員のICT活用能力の差</mark> 。			

3

# 教員の超過勤務(各年6月)の経年比較・全国比較



## 【傾向等】

- ① 本県の「超過勤務月45時間以下」の割合は、令和元年度と比較し令和3年度は増加(高校+18.5%・特別支援+19.5%)
- ② 令和3年度の「超過勤務45時間以下」の割合は、全国と比較し15.7%上回っている(高校+12%・特別支援+15.7%)

# 高等学校等における教員の超過勤務の実態①

#### 〇平均的な数員の1日の業務時間 全県立高校の平均値 (勤務時間 8:30~17:00) 8:30 9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 17:00 18:00 朝 打連 S 18 時 39 分 実際の終了時刻 調生課部 꽢 お合わせる格事項確配布物作 숲 Н 授 昼 查徒外活 日 業準 R 業 休 • 動 の 答の S 準 74 準 絡 清掃 Н 備 作 R

令和元年10月 1日当たり平均1時間 39分の超過勤務

35時間<mark>03</mark>分/月 の超過勤務

55.8%の教員は 18時39分までに帰宅

## 〇超過勤務の多い教員の1日の業務時間

部活動指導

16:30から18:30まで、部活動指導を行う と必然的に勤務時間を超える。 週当たり平均15時間

高校教員の業務

·授業時間数

・放課後の業務 課外学習指導 生徒との進路指導相談等 部活動指導

8:30 9:00 21:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 22:00 23:00 朝 S 翌 そ教授 ち絡 숲 Н 査徒外活回の 日 昼 布 の材業 95.7%の教員は R 授 業 授 業 4.3%の教員(各校1~2人)が 休 の 他研の S 準 業 準 究準 21時までに帰宅 4 準 21時以降に帰宅 清掃 Н せ確 備 R 等認

劉務時间聆

#### 平日の超過勤務削減のための 〇働き方改革を実践し超過勤務時間が縮減 実践内容 8:30 9:00 21:00 22:00 23:00 10:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 11:00 12:00 13:00 14:00 ・時差出勤(フレックスタイム) 朝 S 保護者連 調生課部翌 完全退勤時間の設定 会 H R • 授 查徒外活日 昼 定時退勤日の設定 業 授 自回答のあ 休 ·動の ・指導案や教材の共有化 s 準 準 わ項 業 業 ・平日1日当たり△40分、 準 絡 清 せ確 面 デジタル教材の活用 など ・1月当たり△15時間10分 談 平日の超過勤務が縮減 フレックスタイム制 令和3年12月 部活動指導 19時間53分/月の超過勤務 1日あたり平均59分の超過勤務

## 高等学校等における教員の超過勤務の実態②

### 上半期において80時間を超えた月が3月以上ある者の状況 【高等学校・中等教育学校】

#### 【参考】主な業務の分類

【 主 任 等 の 業 務 】 教務主任・進路指導主事・生徒指導主事・学年主任等の業務

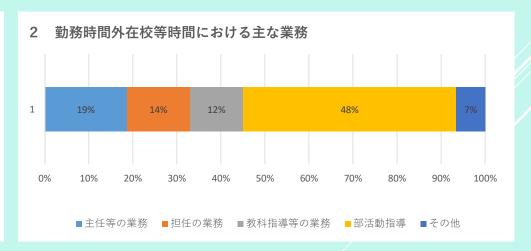
【 担 任 の 業 務 】 面談指導・進学用調査書/推薦書作成等の業務

【 教 科 指 導 等 の 業 務 】 ICT教材作成・リモート授業準備、資格取得指導等の業務

【 部 活 動 指 導 等 】 週休日の指導、練習試合、大会参加等の業務

その他】学校行事の計画、学年会計、PTA等の業務

# 1 負担と感じている主な業務 1 20% 17% 22% 34% 8% 0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100% ■主任等の業務 ■担任の業務 ■教科指導等の業務 ■部活動指導 ■その他



#### 【傾向】

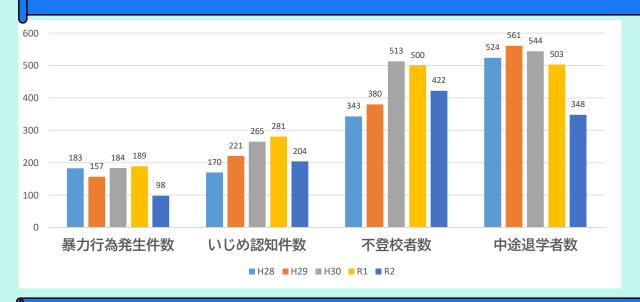
- ・負担と感じている主な業務として3分の1の者は部活動指導。
- ・ICT教材の作成等については作成できる者(情報担当者)に業務が集中。

#### 【傾向】

- ・超過勤務の要因は約半数が部活動指導である。一方、負担と感じている主な 業務と比較すると、その差である14%の者は負担を感じていない。
- ・平日の部活動指導と主任等の業務が重なることで負担となってる。

## 学校現場の現状・抱える課題等

## 高等学校等生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(過去5年間)



#### 【傾向等】

- ○生徒の問題行動 等は近年増加傾向
- ○特にいじめ・不 登校など、より個 に応じた対応が必 要な問題行動等が 増加
- ○令和2年度は新型 コロナによる学校 休業等の影響によ り牛徒の問題行動 等が減少

# 専門人材 の活用



- ・精神性疾患によ る休職者の漸増
- ・ 教員志願者の減

精選

# 本来教員が 担う業務を

#### 教員が担う業務の変化・増加する業務

- **教科指導・授業準備**(新学習指導要領対応、外部人材の活用、デジタル教材の活用・作成等)
- 外国人生徒対応等)
- 生徒の体調把握・確認、学校行事の計画変更、授業変更等)
- 部活動指導(競技団体等役員業務への従事

7

# 高等学校等における働き方改革を踏まえた部活動改革について

部活動改革を進める上での学校の課題認識及び改善要望等について(R3.7,10調査から抜粋)

## 課題認識

#### ① 部活動運営について

- ・特色ある学校づくりの観点から、部活動を主体とした学校運営を目標に掲げている。
- ・大会前は練習試合などで土日の部活動の時間が運営指針の時間を超えてしまう。
- ・大会での成績が生徒の進路(大学進学等)に直結する。

#### ② 部活動に対する教員の意識について

- ・教員と生徒間の信頼感の醸成等に大きな要素として、教員のやりがいに繋がっている。
- ・複数顧問は配置はしたが、指導したい教員は土日にも部活動指導を行ってしまう。

## ③ 大会開催・競技団体等の運営(役員等の業務)について

- ・平日の大会運営等用務(審判等)により、他の教員への負担が増している。
- ・公式戦以外にもリーグ戦や独自大会など土日連続の活動が増加し、生徒の活躍の 場はできるが教員への負担が増している。

## 改善要望等

#### ① 指導者の確保

・外部指導者・部活動指導員を活用するため、予算面を含め配 置拡大を図ってほしい。

#### ② 教員の兼職兼業等による土日の部活動指導

・土日の部活動指導を望む教員のみ兼職兼業等の許可を得て従 事するような体制に変え、指導を望まない教員は従事しない。

### ③ 教員が部活動指導に携わらない体制の構築

- ・地域スポーツクラブなど社会体育への移行を進め学校での部 活動指導での負担軽減を図ってもらいたい。
- ・土日の部活動は地域の活動として環境を整備してもらいたい。

### ④ 教員の役員業務の見直し

・審判や大会運営スタッフは外部に委託し、教員が関わらない 体制にしてもらいたい。

## ⑤ 大会の精選

・生徒の負担、教員の負担の双方から大会を精選するなど競技 団体においても検討願いたい。

# IV 部活動改革について

# 1 本県の部活動の現状

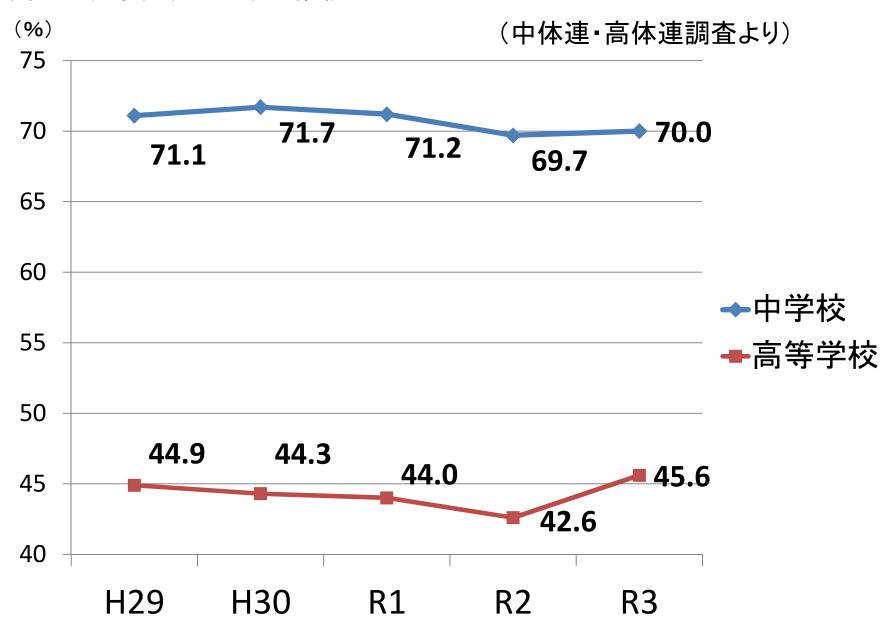
(1) フォローアップ調査の結果①【管理職アンケート】

(令和3年11月1日 現在)

令和3年度	中学校	高等学校
部活動総数	2,771部	2,012部
運動部数	2,219部	1,141部
文化部数	552部	871部

# 1 本県の部活動の現状

(2) 運動部活動加入率の推移



# 2 部活動の位置付けとこれまでの成果

学習指導要領における部活動

「生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や 責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成 に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連 が図られるよう留意すること。」

> 「中学校学習指導要領」総則 2017年 「高等学校学習指導要領」総則 2018年

# 学校教育の一環

# これまでの成果

- 〇体力の向上及び健康の増進
- 〇生涯にわたるキャリア形成の場
- 〇他者を尊重し協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度を培う
- 〇豊かな人間形成を育む基礎 など

部活動改革

# 教員の負担軽減を目指した「中・高部活動改革プラン」

~休日の部活動を「地域移行(兼職兼業含む)」・「部活動指導員」へ~

目標 R4時間外勤務45h/月超の教員0 ★ R10休日部活動の教員の指導時間0



少子化,学校規模縮小

勝利至上主義の弊害

部活動の長時間指導・業務多忙

生徒のニーズへの対応難

部活動の長時間化

教員の超過勤務(含休日)



(茨城県)

## 部活動の在り方

## 生徒の心身を守る

自主的・自発的な参加 スポーツ医・科学に基づいた活動時間 効率的・効果的な練習の工夫

希望する生徒が地域で活動し、ニーズに応じた 種目やレベルの指導を受ける仕組み

休日部活動を 段階的に 地域へ移行

> 対 応

## 教員の心身を守る

超過勤務時間の縮減 学びの改革に対応した準備時間の保障 学校運営体制と業務の改善

〇希望しない教員が、休日に指導しない

〇希望する教員が、地域で指導できる仕組み! 兼業

兼職

## ①部活動運営方針の徹底

- •活動日、活動時間、休養日の適切な設定 中学:平日2h、休日3h、休養日週2日以上 高校:平日2h、休日4h、休養日週1日以上
- フォローアップ調査(1月) → 指導の徹底
- ②複数顧問制の徹底・ 部活動数の適正化
  - ・運動部:団体登録に満たない
  - •文化部:6人未満
- → 削減へ

- ③部活動指導員の拡充
- 専門的指導及び単独で指導、引率
- 「地域人材の確保」と 「指導員バンク」登録の推進

- ④部活動の地域移行
  - ・地域との調整

- ・クラブ主体の競技から調整開始
- 拠点校部活動の推進

- 大会参加がクラブ単位でも可能になるよう要望
- ・先行実施の好事例を紹介



# 3 部活動改革

(1) 部活動運営方針に関すること

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月 スポーツ庁)

- 〇生徒の自主的・自発的な参加
- 〇「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画」をHP等で公表
- 〇合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進
- 〇週当たり2日以上の休養日を設定 (平日は1日、土曜日及び日曜日は1日以上)
- 〇1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日は3時間程度
- 〇週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振替
- 〇長期休業中の休養日の設定は、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を 設定
- 〇スポーツ庁は、定期的にフォローアップ

※高等学校段階の運動部活動についても本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組む

(1) 部活動運営方針に関すること

# 新たな運動部活動在り方検討委員会【H29.6~H30.3 茨城県】

- 1 運動部活動の在り方
  - ・教育目標、経営方針に基づき、計画的に実施
- 2 運動部活動の運営
  - 業務の適正化を図るため、限られた時間で効果的、効率的に実践
- 3 教員の資質向上
  - ・指導者の資質、指導力が向上できる研修を設定
- 4 保護者の理解促進
  - ・運動部活動の目的や顧問教員の負担等の共通理解
- 5 市町村教育委員会の役割
  - ・適切に運営されるよう、助言、監督
- 6 運動部活動の充実
  - ・合同チームの推進、部活動指導員等の活用、競技団体と連携

茨城県運動部活動の運営方針(平成30年5月)

茨城県部活動の運営方針(令和元年7月)

(1) 部活動運営方針に関すること

# 茨城県部活動の運営方針(令和元年7月)

- 〇生徒の自主的・自発的な参加
- 〇「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画」をHP等で公表
- 〇合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進
- 〇休 養 日 中学: 週当たり2日以上(平日は1日、土曜日及び日曜日[以下、週末]は1日以上)

高校:週当たり1日以上※

〇活動時間 中学:平日2時間程度

休業日(学期中の週末を含む)3時間程度

高校:平日2時間程度※

休業日(学期中の週末を含む)4時間程度※

- 〇週末に大会参加等で活動した場合、休養日を振替
- ○原則、朝の活動は行わない※
- 〇長期休業中に、長期の休養期間(オフシーズン)を設定
- ○県教育委員会は、定期的にフォローアップ

※ 県独自の方針

# (2) フォローアップ調査の結果②【管理職アンケート】

(令和3年11月1日 現在)

管理職アンケート質問	回答	中学校 227校	高等学校 96校
部活動の参加について	希望制	98. 2%	100%
活動計画の公表	ホームページ等で公表	96. 6%	95. 8%
休養日の設定 及び遵守	県と同様の基準設定及び遵守	100%	96. 9%
活動時間の設定 及び遵守	県と同様の基準設定及び遵守	97. 0%	87. 5%
朝の活動について	原則として認めていない	89. 0%	92. 7%
参加する大会の上限	1か月1大会程度又はそれ以下	77. 0%	

(3) 複数顧問制の徹底、部活動数の適正化に関すること

# 働き方改革を踏まえた部活動の適正数の目安等について (令和3年3月10日 茨城県)

- 〇生徒数が減少している状況において、生徒がより意欲をもって活動できる人数や連帯感 を目指す。
- 〇複数顧問体制を確立し、指導時間を分担して取り組むなど、顧問教員(教職員)の負担 の軽減を図る。

各部活動に顧問教員(管理職、養護教諭、栄養教諭、事務職員を除く) を原則複数人数配置できる部活動とする。

【例:教員が30人の場合、15部活動以下が望ましい】

# 部活動数の削減の目安等について

運動部:団体登録に満たない

文化部:6人未満の場合

2年続いた場合、年度内に廃部とする。

# (4) フォローアップ調査の結果③【管理職アンケート】

# 部活動の適正数の目安及び複数顧問体制の確立

## (令和3年11月1日 現在)

管理職アンケート質問	回答	中学校 227校	高等学校 96校
複数顧問配置	配置できていない部活動がある	55. 5%	27. 1%



管理職アンケート質問	回答	中学校 126校	高等学校 26校
複数顧問配置を確立する時期	今年度中	2. 4%	0%
	来年度	81. 0%	84. 6%
	時期は未定	16. 7%	15. 4%

# (5) 部活動指導員に関すること

## ① 部活動指導員活用人数の推移

(令和4年2月15日 現在)

		H30	R1	R2	R3	R4(予定)
	部活動指導員数	6人	48人	76人	101人	179人
市町村     中学校	中学校数	5校	32校	48校	62校	_
	市町村数	2市町	10市町村	17市町村	21市町村	27市町村
県立	部活動指導員数	1	6人	9人	50人	人08
学校	学校数	ı	6校	13校	46校	_

## ② 部活動指導員と外部指導者

	部活動指導員	外部指導者
単独指導	0	×
引率	0	×
R3活用人数	151人(中:101人、高:50人)	748人(中:620人、高:128人)

# (6) フォローアップの調査結果④

## (令和3年11月1日 現在)

管理職アンケート質問	回答	中学校 227校	高等学校 96校
部活動指導員の活用	活用している	34. 4%	42. 7%
	来年度以降活用を検討	29. 5%	<u>*22. 9%</u>
	未定	36. 1%	<u>*34. 4%</u>

※ 再確認の結果、誤りが判明したため修正いたします

顧問アンケート質問	回答	中学校 2,615部	高等学校 1,965部
部活動指導員が必要	必要	80. 2%	62. 8%
	必要ではない	19. 8%	<b>29.0%</b> (未回答8.2%)
競技経験がない顧問数		52. 5%	58. 8%

# 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



## 部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、 指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

## 持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

## 改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、<br/>
  部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ·文化活動を実施できる環境を整備

## 具体的な方策

- I. 休日の部活動の段階的な地域移行(令和5年度以降、段階的に実施)
  - ◆ 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保
     (育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用)
  - 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
  - 拠点校(地域)における実践研究の推進とその成果の全国展開

## Ⅱ. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる I C T活用の推進
- 主に地方大会の在り方の整理 (実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等)
- ※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。
- ※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

# 学校の働き方改革も考慮した部活動改革の考え方(スポーツ庁)

# 両方の視点からの環境を構築

## 生徒

- 〇スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会
- 〇体力や技能の向上
- ○教科学習とは異なる集団での活動を 通じた人間形成の機会
- ○多様な生徒が活躍できる場
- 〇豊かな学校生活を実現する役割

## 教師

- 〇部活動の運営は、必ずしも教師が担う 必要のない業務と位置付け
- ○教師の献身的な勤務
- ○長時間勤務の要因の一つ
- ○指導経験がない教師には多大な負担

- 〇生徒の希望に応えるため、
  - 休日において部活動を地域の活動として実施できる環境
- ○休日に教科指導を行わないことと同様に、 休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境
- ※主として中学校を対象とし、高等学校についても同様の考え方を基に部活動改革を進める。なお、高等学校における部活動は、学校の特色ある活動として位置づけられている場合もあることに留意すべきである。

# 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革のスケジュール



	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023 (R5)	2024(R6)~	
	部活動指導員の配置支援					
	地域スポーツ・文化環境の整備の推進					
E.	教師の兼職兼集に関する 整理		- 1		の本国展開	
	<ul> <li>地域部活動・合同部活動を推進するための実践研究の実施 (保護者の費用負担、自治体の減免措置等、国による支援方策の検討を含む)</li> <li>部活動の及階的な地域 (保護者の費用負担、自治体の減免措置等、国による支援方策の検討を含む)</li> </ul>			の段階的な地域移行 の指導を望まない教師が		
都道府県	活動時間の適正化の推進					
市町村	地域スポーツ・文化環境の整備の推進					
		教師の兼職兼業	の参画			
学校体育団体・ 競技団体・ 文化芸術団体	地方大会の実態把握	地方大会の在りた	の整理	生徒にとって望ま	Eしい合理的な地方	
学校の働き方 改革関連	幹 — 特 部 连 施 行	教員勤務実態 調査 調査 検討			査結果を踏まえた給特法改正の 討	
the and the least	超勤上限指針の策定					

# 部活動の地域移行への働きかけ

# 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」説明会

- 1 日 時 令和3年1月6日
- 2 場 所 ザ・ヒロサワシティ会館 大ホール
- 3 参加者 教育事務所、市町村教育委員会、中学校長、

総合型地域スポーツクラブ等

4 人 数 約250人

# 「地域部活動移行に向けて」説明会及び市町村訪問

- 1 日 時 令和3年11月~令和3年12月
- 2 場 所 県庁共用会議室及び市町村教育委員会
- 3 参加者 市町村教育委員会、市町村スポーツ関係課、市町村 生涯学習課、中学校長、総合型地域スポーツクラブ等
- 4 人 数 約120人

# 地域部活動移行のための手引き(令和3年11月 茨城県)

- 〇 部活動に関する調査結果
- 〇 部活動改革のための検討事項
- 〇 学校部活動と地域部活動の違い
- 〇 学校独自で検討を始める場合
- 〇 市町村教育委員会が中心となって検討を始める場合
- 〇 地域部活動移行パターン(次ページ参照)
  - ①総合型地域スポーツクラブ型 ②単一スポーツクラブ型
  - ③企業・大学連携型 ④学校設立型 ⑤拠点校型
  - 6行政主導型
- 〇 地域部活動移行に向けてのQ&A

# 中高 総合型スポーツクラブ型 総合型地域スポーツクラブ 依頼•検討 依頼•検討 学校 市教育委員会 連携・検討 ○全部活動スムーズに移行が可能 〇指導者の確保、学校との連携可 ●総合型スポーツクラブの理解・協力が必要 ●指導者、事務局への謝金が高額 中高 単一スポーツクラブ型 各学校

00バス

既存のスポーツクラブの活用

○部顧問とクラブ指導者との連携もスムーズ

●各クラブごとの責任、やり過ぎなどに課題

●多競技になるため、学校との連携が困難

○生徒のニーズに応じて活動可

ケットクラブ

○○野球

クラブ

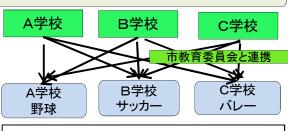
〇〇柔道

〇〇剣道



#### 中高 拠点校型

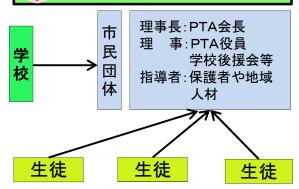
総合型、既存のスポーツクラブから派遣



平日は自校で休日は希望校で活動

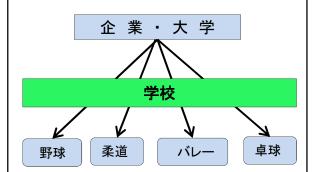
- 〇少子化が進む地域に適合
- 〇合同部活動で公式戦に出場可(中:6、高:3競技)
- ●競技ごとに事務局を設置、兼職・兼業が増
- ●平日は、学校単位で活動(集合不可)

#### 中 学校設立型



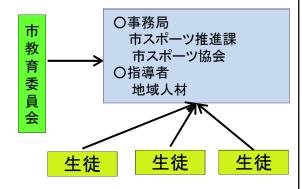
- ○公式試合にも学校部活動として参加可 ○受け皿となる団体がない地域でも可能
- ●学校の負担増、兼職兼業が増
- ●運営体制の維持に課題

## 中 高 企業・大学連携型



- ○大学生が指導、全部活動に対応 ○指導者の確保が継続的に可能
- ●指導経験が浅い。大学生の責任の在り方
- ●同じ指導者の継続が困難

#### 中 行政主導型



- 〇少子化が進む地域で可能 ○地域が連携し、全部活動スムーズに移行可
- ●市教委の負担増
- ●指導者の確保、兼職兼業が増